

障害者の「働く場」に対して 発注促進税制が創設されました。

概要

この税制は、障害者が働く施設等への発注額が前年度より増えた場合に、発注した企業に対して法人税等の税制優遇をするもので、企業が有する固定資産（減価償却資産）を割り増して償却できる制度です。※発注には業務を下請けした場合のみならず、自家生産した商品を売買した場合も含みます。

税制優遇対象者と適用期間

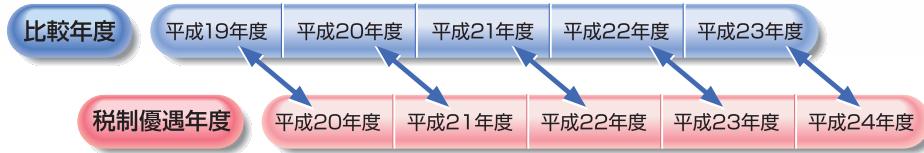
（5年間の时限措置）

青色申告者であるすべての法人または個人事業主

企業（法人）…平成20年4月1日～平成25年3月31日（法人税の税制優遇）

個人事業主…平成21年1月1日～平成25年12月31日（所得税の税制優遇）

【企業（法人）の場合】



平成20年度～平成24年度の各年度について、前年度（平成19年度～平成23年度）と比べて、障害者の「働く場」への発注額が増加した場合に、税制優遇が受けられます。

割り増し償却額

前年度からの発注増加額。前年度に発注がない場合は当該年度の発注額がそのまま発注増加額となります。

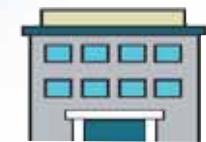
ただし、対象となる固定資産の普通償却限度額の30%が限度となります。

税制優遇が認められる



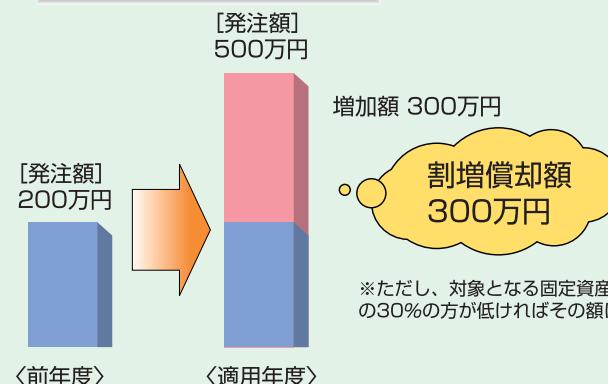
企業

仕事の発注
物品の購入



障害者が働いている
授産施設等

実際の割増償却額の例



※ただし、対象となる固定資産の普通償却限度額の30%の方が低ければその額になります。



対象となる発注先

福祉施設

「障害者自立支援法」に基づく事業所・施設

- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援事業所（A型・B型）
- 生活介護事業所
- 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- 地域活動支援センター



「旧法」

（障害者自立支援法による改正前の身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）に基づく施設

障害者自立支援法に基づく事業所・施設障害者自立支援法に基づく事業所・施設

- 旧法授産施設（身体・知的・精神）
- 旧法福祉工場（身体・知的・精神）

企 業

障害者を多数雇用している企業障害者を多数雇用している企業

- 障害者雇用促進法の特例子会社

- 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件

- ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- ・ ①から③の全ての要件に該当している旨の公共職業安定所長の証明が必要となります。

